

武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案 参照条文 目次

一	武力紛争の際の文化財の保護に関する条約（抄）	1
二	武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の施行規則（抄）	3
三	武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書（抄）	3
四	千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する 千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書（抄）	4
五	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（抄）	6
六	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）	7
七	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 （平成十五年法律第七十九号）（抄）	7
八	国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）	8
九	国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（平成十六年六月十八日法律第百十五号）（抄）	8
十	刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）	8

◎ 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約（抄）

第一条 文化財の定義

(a) この条約の適用上、「文化財」とは、出所又は所有者のいかんを問わず、次に掲げるものをいう。

(a) 各人民にとってその文化遺産として極めて重要である動産又は不動産。例えば、次のものをいう。

建築学上、芸術上又は歴史上の記念工作物（宗教的なものであるか否かを問わない。）

考古学的遺跡

全体として歴史的又は芸術的な関心の対象となる建造物群

芸術品

芸術的、歴史的又は考古学的な関心の対象となる手書き文書、書籍その他のもの

学術上の収集品、書籍若しくは記録文書の重要な収集品又はこの(a)に掲げるものの複製品の重要な収集品

(b) (a)に規定する動産の文化財を保存し、又は展示することを主要な及び実際の目的とする建造物。例えば、次のものをいう。

博物館

大規模な図書館及び記録文書の保管施設

武力紛争の際に(a)に規定する動産の文化財を収容するための避難施設

(c) (a)及び(b)に規定する文化財が多数所在する地区（以下「記念工作物集中地区」という。）

第六条 文化財の識別のための表示

第十六条の規定に従い、文化財には、その識別を容易にするために特殊標章を付することができる。

第八条 特別の保護の付与

1 5 (略)

6 特別の保護は、文化財を「特別の保護の下にある文化財の国際登録簿」に登録することにより、当該文化財に対して与えられる。

この登録は、この条約の規定に従って、かつ、この条約の施行規則に定める条件に従ってのみ行う。

第十二条 特別の保護の下における輸送

1 専ら文化財の移動を行う輸送は、一の領域内で行うか又は他の領域に向けて行うかを問わず、関係締約国の要請により、この条約の施行規則に定める条件に従って特別の保護の下で行うことができる。

2 特別の保護の下における輸送については、この条約の施行規則に定める国際的な監視の下で行うものとし、第十六条に規定する特

殊標章を表示する。

3 締約国は、特別の保護の下における輸送に対するいかなる敵対行為も差し控える。

第十三条 緊急の場合における輸送

1 締約国は、特に武力紛争が開始された時に、特定の文化財の安全のため当該文化財の移動が必要であり、かつ、事態が緊急であるために前条に定める手続をとることができないと認める場合には、当該文化財について前条に定める免除の要請がかつて行われ、拒否されたことがない限り、当該文化財の輸送について、第十六条に規定する特殊標章を表示することができる。この移動については、できる限り、敵対する紛争当事国に対して通報を行うべきである。ただし、他の国の領域への文化財の輸送については、免除が明示的に与えられていない場合には、特殊標章を表示することができない。

2 締約国は、1の輸送であつて特殊標章を表示しているものに対する敵対行為を避けるため、できる限り、必要な予防措置をとる。

第十六条 条約の標章

1 この条約の特殊標章は、先端が下方に向き、かつ、青色と白色とで斜め十字に四分された楯（一角がその楯の先端を形成する紺青色の正方形、当該正方形の上方に位置する紺青色の三角形及び当該三角形の両側を占める白色の三角形から成るもの）の形をしたものとする。

2 (略)

第十八条 条約の適用

1 この条約は、平時に実施する規定を除くほか、二以上の締約国の間に生ずる宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合について、当該締約国の一又は二以上が戦争状態を承認するか否かを問わず、適用する。

2 この条約は、また、締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合について、その占領が武力抵抗を受けるか否かを問わず、適用する。

3 紛争当事国の一がこの条約の締約国でない場合にも、締約国である紛争当事国は、その相互の関係においては、この条約によって引き続き拘束される。さらに、締約国である紛争当事国は、締約国でない紛争当事国がこの条約の規定を受諾する旨を宣言し、かつ、この条約の規定を適用する限り、当該締約国でない紛争当事国との関係においても、この条約によって拘束される。

第二十条 条約の施行規則

この条約を適用するための手続は、この条約の不可分の一部を成す施行規則に定める。

◎ 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の施行規則（抄）

第三条 利益保護国の代表の任命
利益保護国は、自国の外交職員若しくは領事職員の中から又は派遣先の国の承認を得てその他の者の中から、その代表を任命する。

第四条 文化財管理官の任命

1 文化財管理官は、当該文化財管理官の派遣先の国及びこれと敵対する紛争当事国に代わって行動する利益保護国の合意により、第一条に規定する国際的な名簿から選定する。

2 1に規定する国は、文化財管理官の選定に関する討議の開始の日から三週間以内に合意に達することができなかった場合には、国際司法裁判所長に対し文化財管理官を任命するよう要請するものとし、当該文化財管理官は、自己の派遣先の国がその任命を承認するまでは、任務を開始してはならない。

第七条 査察員及び専門家

1 文化財管理官は、必要と認めるときはいつでも、関係する利益保護国の代表の要請により又は当該代表との協議の後に、当該文化財管理官の派遣先の国に対し、その承認を得るため、特定の任務を有する文化財のための査察員を推薦する。査察員は、文化財管理官に対してのみ責任を負う。

2 文化財管理官、利益保護国の代表及び査察員は、専門家の役務を利用することができるものとし、当該専門家についても、1に規定する派遣先の国に対し、その承認を得るために推薦される。

第二十一条 要員の識別

1 (略)

2 1に規定する者は、特殊標章を表示した特別の身分証明書を携帯する。この身分証明書には、少なくとも所持者の氏名、生年月日、組織上の名称又は階級及び職務を記載する。この身分証明書には、所持者の写真及び署名若しくは指紋又はその双方を表示するものとし、権限のある当局の浮出印を押す。

3・4 (略)

◎ 武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書（抄）

1 締約国は、千九百五十四年五月十四日にハーグで署名された武力紛争の際の文化財の保護に関する条約第一条に定義する文化財が

- 、武力紛争の際に自国が占領した地域から輸出されることを防止することを約束する。
- 2 締約国は、占領地域から直接又は間接に自国の領域内に輸入される文化財を管理することを約束する。
- この管理は、文化財が輸入された時に自動的にに行い、又は自動的に行うことができなない場合には当該占領地域の当局からの要請により行う。
- 3 締約国は、自国の領域内にある文化財であつて1に定める原則に違反して輸出されたものを、敵対行為の終了の際に、従前に占領された地域の権限のある当局に返還することを約束する。このような文化財は、戦争の賠償として留置してはならない。
- 9 6及び8に規定する国は、署名、批准又は加入の際に、Iの規定に拘束されないこと又はIIの規定に拘束されないことを宣言することができる。

◎ 千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書（抄）

第一条 定義

この議定書の適用上、

- (a) (g) (略)
- (h) 「一覽表」とは、第二十七条1(b)の規定に従つて作成される強化された保護の下にある文化財の国際的な一覽表をいう。
- (i) (k) (略)

第三条 適用範囲

- 1 この議定書は、平時に適用する規定を除くほか、条約第十八条1及び2並びにこの議定書の第二十二條1に規定する事態について適用する。
- 2 紛争当事国の一がこの議定書によつて拘束されない場合にも、締約国は、その相互の関係においては、この議定書によつて引き続き拘束される。さらに、締約国は、この議定書によつて拘束されない紛争当事国がこの議定書の規定を受諾し、かつ、適用する限り、当該紛争当事国との関係においても、この議定書によつて拘束される。

第十条 強化された保護

- (a) 文化財は、次のすべての条件を満たす場合には、強化された保護の下に置くことができる。
- (b) 当該文化財が、人類にとって最も重要な文化遺産であること。
- 当該文化財の文化上及び歴史上の特別の価値を認め、並びに最も高い水準の保護を確保する適当な立法上及び行政上の国内措置

により当該文化財が保護されていること。
(c) 当該文化財が軍事的目的で又は軍事施設をえん掩護するために利用されておらず、かつ、当該文化財を管理する締約国がそのような利用を行わないことを確認する旨の宣言を行っていること。

第十一条 強化された保護の付与

1 締約国は、強化された保護の付与を要請しようとしている文化財の一覧を武力紛争の際の文化財の保護のための委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 1に規定する文化財に対して管轄権を有し、又はこれを管理する締約国は、当該文化財を第二十七条1(b)の規定に従って作成される一覧表に記載することを要請することができる。この要請には、前条に定める基準に関連するすべての必要な情報を含める。第二十四条に規定する委員会は、締約国に対し、当該文化財が一覧表に記載されることを要請するよう促すことができる。

3 8（略）

9 紛争当事国たる締約国は、敵対行為の開始に際し、自国が管轄権を有し、又は管理する文化財について強化された保護の付与を要請することを第二十四条に規定する委員会に通報することにより、強化された保護の付与を緊急に要請することができる。当該委員会は、その要請をすべての紛争当事国たる締約国に直ちに送付する。このような場合には、当該委員会は、関係締約国からの意見について迅速に審議する。暫定的な強化された保護を付与する旨の決定は、第二十六条の規定にかかわらず、出席し、かつ、投票する当該委員会の構成国の五分の四以上の多数による議決により、できる限り速やかに行う。当該委員会は、前条(a)及び(c)の基準が満たされているときは、強化された保護を付与するための正規の手續による結果が出るまでの間、暫定的な強化された保護を付与することができる。

10・11（略）

第十四条 強化された保護の停止及び取消し

1 第二十四条に規定する委員会は、文化財が第十条に定める基準のいずれかを満たさなくなった場合には、強化された保護を停止し、又は当該文化財を一覧表から削除することによりこれを取り消すことができる。

2 4（略）

第十五条 この議定書の著しい違反

1 故意に、かつ、条約又はこの議定書に違反して行われる次のいずれの行為も、この議定書上の犯罪とする。

(a) 強化された保護の下にある文化財を攻撃の対象とすること。

(b) 強化された保護の下にある文化財又はその隣接する周囲を軍事活動を支援するために利用すること。

(c) 条約及びこの議定書により保護される文化財の広範な破壊又は徴発を行うこと。

(e)(d) 条約及びこの議定書により保護される文化財を攻撃の対象とすること。
条約により保護される文化財を盗取し、略奪し若しくは横領し、又は損壊すること。

2 締約国は、この条に規定する犯罪を自国の国内法上の犯罪とするため、及びこのような犯罪について適当な刑罰を科することができるようにするため、必要な措置をとる。締約国は、そのような措置をとるに当たり、法の一般原則及び国際法（行為を直接に行う者以外の者に対しても個人の刑事上の責任を課する規則を含む。）に従う。

第二十二條 國際的性質を有しない武力紛争

1 この議定書は、締約国の一の領域内に生ずる國際的性質を有しない武力紛争の場合について適用する。
2 7 (略)

第二十四條 武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会

1 この議定書により、武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、締約国会議により選出される十二の締約国によって構成される。
2 4 (略)

◎ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（抄）

（指定）

第二十七條 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

（重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定）

第七十八條 文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる。

2 前項の規定による重要有形民俗文化財の指定には、第二十八條第一項から第四項までの規定を準用する。
3 第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定は、その旨を官報に告示してする。

（指定）

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

◎ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（輸入の承認）

第五十二条 外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

◎ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（抄）

（平成十五年法律第七十九号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

三〇七 (略)

◎ 国有財産法 (昭和二十三年法律第七十三号) (抄)

(総轄、所管換及び所属替の意義)

第四条 (略)

2 この法律において「国有財産の所管換」とは、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長 (以下各省各庁の長という。) の間において、国有財産の所管を移すことをいう。

3 (略)

◎ 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律 (平成十六年六月十八日法律第百十五号) (抄)

(重要な文化財を破壊する罪)

第三条 次に掲げる事態又は武力紛争において、正当な理由がないのに、その戦闘行為として、歴史的記念物、芸術品又は礼拝所のうち、重要な文化財として政令で定めるものを破壊した者は、七年以下の懲役に処する。

一 第一追加議定書第一条3に規定する事態であつて、次のイ又はロに掲げるもの

イ 第一追加議定書の締約国間におけるもの

ロ 第一追加議定書第九十六条2の規定により第一追加議定書の規定を受諾し、かつ、適用する第一追加議定書の非締約国と第一追加議定書の締約国との間におけるもの

二 第一追加議定書第一条4に規定する武力紛争 (第一追加議定書第九十六条3の規定により寄託者にあてた宣言が受領された後のものに限る。)

◎ 刑法 (明治四十年法律第四十五号) (抄)

(条約による国外犯)

第四条の二 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であつて条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。